

○備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金交付要綱

平成29年3月31日

告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の空き家等を有効活用して企業の事務所を市内に誘致し、働く場の確保及び新たな人の交流を生むことで地域の活性化を図るため、空き家を活用してサテライトオフィス等を設置する者に対して、予算の範囲内で備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、備前市補助金等交付規則(平成17年備前市規則第58号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 民家及びその敷地のうち、現に居住していない建築物をいう。
- (2) サテライトオフィス 岡山県内中山間地域又は離島地域以外の地域に本拠を置く企業等が、市内の中山間地域又は離島地域の空き家等を取得又は賃借して開設する事務所をいう。ただし、単なる営業店舗は除く。
- (3) シェアオフィス 企業が整備するもので、複数の企業等が入居又は一時利用する事務所をいう。

(補助対象事業及び補助事業者)

第3条 補助対象事業は、サテライトオフィス又はシェアオフィス(以下「サテライトオフィス等」という。)を設置する事業であって、次の要件を全て満たす事業とする。

- (1) サテライトオフィス等の開設後、3年以上は事業が継続されること。
 - (2) サテライトオフィス等には、常時勤務する者が配置されること。
- 2 補助事業者は、前項の事業を実施するサテライトオフィス等の設置者であって、次の要件を全て満たす者とする。
- (1) 市税及び法人事業税を滞納していないこと。
 - (2) サテライトオフィス等設置者及びその同一世帯員並びにサテライトオフィス等に勤務する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者若しくは同法第3条に規定する指定暴力団でないこと。

(補助対象経費並びに補助金の額及び率)

第4条 補助対象経費並びに補助金の額及び率は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定により計算した補助額に1万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(事業認定)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による認定申請書の提出があり、その内容を審査の上適当と認める場合は、認定の決定を行い申請者に対して備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 第1項の申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(事業内容の変更等)

第6条 前条の規定による認定の通知を受けた申請者(以下「認定事業者」という。)は、認定に係る事業計画の内容を変更しようとするときは、速やかに備前市サテライトオフィス等変更認定申請書(様式第3号。以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、次に定める軽易な変更については、この限りでない。

(1) 補助金交付予定額の20パーセント以内の減額

(2) 補助の目的に影響を及ぼさない軽微な変更

2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査の上適当と認める場合は、変更認定の決定を行い認定事業者に対して備前市サテライトオフィス等変更認定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 認定事業者が、事業計画を中止し、又は廃止しようとするときは、備前市サテライトオフィス等整備中止(廃止)届出書(様式第5号。以下「中止(廃止)届出書」という。)を市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による中止(廃止)届出書を市長が受理したときは、何らの手続を要せず、認定通知は効力を失うものとする。

(認定の取消し)

第7条 市長は、認定事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の認定又は前条第2項の変更認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により認定又は変更認定を受けたとき。
- (2) 変更手続によることなく、認定された整備の内容を変更したとき。
- (3) その他この告示に違反する事実があったとき。

2 市長は、前項により認定又は変更認定を取り消したときは、書面により速やかに通知するものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする認定事業者は、備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金交付申請書(様式第6号。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 第5条第3項ただし書に該当する補助事業者は、第1項の交付申請書を提出するにあたって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該交付対象事業の交付対象経費から減額して提出しなければならない。

3 第5条第3項ただし書に該当する補助事業者は、第1項の交付申請書を提出した後において、補助事業者による消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税等仕入控除税額報告書(様式第7号)により速やかに市長に提出するとともに、これを返還しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があり、その内容を審査の上適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、認定事業者に対して備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金確定通知書(様式第8号。以下「補助金確定通知」という。)により通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 認定事業者は、前条の規定による補助金確定通知を受けた日から起算して15日以内に補助金交付の申請を取り下げることができる。

(指示事項の遵守)

第11条 認定事業者は、市長が事業報告を求めるなど補助金の交付に関し必要な指示をした場

合は、これに従わなければならない。

(補助金の支払)

第12条 認定事業者は、第9条の規定による補助金確定通知を受けたときは、備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金請求書(様式第9号)により、市長に対し補助金の支払を請求するものとする。

(交付決定及び額の確定の取消し)

第13条 市長は、認定事業者が次のいずれかに該当すると認められるときは、第9条の交付の決定及び額の確定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定及び額の確定を受けたとき。
- (2) 第7条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) この告示に違反する事実があったとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定及び額の確定を取り消した場合において、既に認定事業者に対して補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(財産処分の制限)

第15条 認定事業者は、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下この条において「取得財産等」という。)のうち、取得価格が単価又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、補助金の対象となった財産の処分承認申請書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和43年大蔵省令第15号)別表に定める耐用年数を経過した取得財産等の処分については、この限りでない。

- 2 市長は、認定事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を納付させることができる。
- 3 認定事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(補助金の経理)

第16条 認定事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	市が誘致するサテライトオフィス等の開設に要する空き家の改修経費、その他設備整備経費・建物改修費(事業活動に附帯して必要な設備も含む。) ・耐震改修費・通信環境整備費・その他市長が必要と認めるものに係る経費
補助金の額及び率	補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じた額とする。ただし、算出した金額が1,000万円を超えるときは、1,000万円とする。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

備前市長 様

申請者 印

備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金認定申請書

備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金の事業認定を受けたいので、備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、本申請に当たり、申請者の住民基本台帳並びに備前市税の申告の有無及び市税等の納付状況について閲覧することを承諾します。

記

1 誘致又は整備の目的

2 事業内容

サテライトオフィス シェアオフィス (いずれか該当する方に○を付けること)	
設置者	所在地 名称 代表者
名称	
所在地	
主な業務内容(予定)	
整備の工期(予定)	年 月 日 ~ 年 月 日
開設年月日(予定)	年 月 日
整備に要する設備投資額(予定)	千円
常駐勤務者数(予定)	人
設置期間(予定)	年間

(添付書類)

- ※事業計画書
- ※誓約書
- ※空き家の権利等に関する誓約書
- ※空き家所有者の同意書
- ※その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

備前市長 印

備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金認定通知書

年 月 日付けで申請のあったことについては、備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により、次のとおり認定します。

記

1 サテライトオフィス又はシェアオフィス

所在地	
名称	

2 認定した内容

年 月 日付けで提出のあった認定申請書に記載されたとおりとする。

3 その他

上記のサテライトオフィス等について、事業内容に変更が生じた場合は、備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、変更認定申請をすること。

また事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、同項の規定による中止(廃止)の届出をすること。

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

備前市長 様

申請者 印

備前市サテライトオフィス等変更認定申請書

備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、事業計画の変更の承認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 サテライトオフィス又はシェアオフィス

所在地	
名称	

2 認定通知書の番号及び年月日

3 変更の内容

(添付書類)

変更の内容が明らかになる書類

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

備前市長 印

備前市サテライトオフィス等変更認定通知書

年 月 日付けで申請のあったことについては、備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり変更認定したので通知します。

記

1 変更認定したサテライトオフィス又はシェアオフィス

所在地	
名称	

2 変更認定した内容

年 月 日付けで提出のあった変更認定申請書に記載されたとおりとする。

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

備前市長 様

申請者 印

備前市サテライトオフィス等整備中止(廃止)届出書

備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により、事業計画を中止(廃止)したいので、次のとおり届け出ます。

記

1 サテライトオフィス又はシェアオフィス

所在地	
名称	

2 認定通知の番号及び年月日

3 中止(廃止)の理由

様式第 6 号(第 8 条関係)

年 月 日

備前市長 様

申請者 印

備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金交付申請書

備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の内容

認定番号		認定年月日	
設置者	所在地 名 称 代表者		
名称			
所在地			
主な業務内容			
開設年月日	年 月 日		
整備に要する設備投資額	千円		
常駐勤務者数	人		
設置期間	年間		

(添付書類)

※事業実績報告書(別紙)

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

備前市長 様

申請者 印

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け、第 号 で交付決定及び額の確定通知を受けた備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金について、備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により、次のとおり報告します。

記

- | | | |
|----------------------------------|---|---|
| 1 額の確定額 | 金 | 円 |
| (平成 年 月 日付け第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 額の確定時の消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） | 金 | 円 |

注）内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

様式第8号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

備前市長 印

備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金については、備前市補助金等交付規則(平成17年備前市規則第58号)第5条第1項及び第14条並びに備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付することに確定したので通知します。

記

1 この補助金の交付対象となる内容は、年 月 日付けで提出のあった申請書に記載されたとおりとする。

2 補助金の金額は、円とする。

様式第9号(第12条関係)

年 月 日

備前市長 様

申請者 印

備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号 で確定通知を受けた備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金の支払を受けたいので、備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先口座

金融機関名	支店名	口座の種類	口座番号	口座名義人(カナ)
		普通 当座		

様式第 10 号(第 15 条関係)

年 月 日

備前市長 様

申請者 印

備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金
の対象となった財産の処分承認申請書

年 月 日付け 第 号 で補助金確定通知を受けた備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金の対象となった財産を処分したいので、備前市補助金等交付規則(平成17年備前市規則第58号)第19条及び備前市サテライトオフィス等誘致事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 サテライトオフィス又はシェアオフィス

所在地	
名称	

2 処分しようとする財産

財産の名称	仕様	処分の方法	処分の時期	処分の理由

3 相手方

住所	氏名	使用の目的	条件

(注)「処分の方法」の欄には、目的外使用・譲渡・交換・貸付の別を記載すること。

様式第1号(第5条関係)
様式第2号(第5条関係)
様式第3号(第6条関係)
様式第4号(第6条関係)
様式第5号(第6条関係)
様式第6号(第8条関係)
様式第7号(第8条関係)
様式第8号(第9条関係)
様式第9号(第12条関係)
様式第10号(第15条関係)